

ご 寄 附 の お 願 い

埼玉県の障害者雇用率は様々な取組みがなされ、年々改善が見られるものの依然として厳しい状況下であり、今後も各種支援が必要とされています。当協会は、働く意志と能力を有する限り、障害者もそうでない人も、広く社会に参加できる基盤ができることを切に願っています。

また、高齢者等の雇用についても、年金受給開始年齢の引き上げに伴う雇用環境の整備が求められ、少子高齢化問題とも併せた取組みが必要とされているところです。

当協会では、障害者・高齢者等の雇用並びに就業への啓発・支援等をより積極的に行うことにより、雇用の促進が図られることを目指しています。そのため、広く企業や個人の皆様から寄附金を受け入れ、地域の連携支援や社会貢献に役立てたいと考えております。

つきましては、次により寄附を募ることとさせていただければ幸いです。

何卒この趣旨にご賛同のうえ、ご協力いただけますよう、お願い申し上げます。

- ◇ 主な事業
障害者関係：障害者雇用についての啓発事業、「ジョブコーチ」の育成、出前研修等コンサルタントの派遣、特別支援学校との情報交換会等の事業など
高齢者関係：継続雇用等についての人事・労務管理等支援事業、定年退職後の生活設計セミナーの開催、出前研修等コンサルタントの派遣、など
- ◇ 寄附金の額
1口 10,000円で、1口以上とさせていただきます。
- ◇ 寄附金の申込み
ご寄附をいただける方は、別紙「払込取扱票」によりお振り込みをお願いします。

※ お問い合わせ先：公益社団法人埼玉県雇用開発協会 総務部

住所：さいたま市浦和区仲町二丁目16番4号

電話：048-824-8739（代） FAX：048-822-6481

◇ 寄附金受入れの制限

当協会の寄附金等取扱規程に基づき、寄附金を受け入れる場合において、次の各号に掲げる条件が付されているものは受け入れることができません。

- (1) 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲渡する条件がある場合
- (2) 寄附の受入に起因して、当協会が著しく資金負担が生ずるおそれがある場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、当協会の業務遂行上支障があると認められるもの及び当協会が受け入れるには社会通念上不適当と認められる場合

◇ 領収書の送付

ご寄附をいただいた寄附金には、税制上の優遇措置があります。

寄附金の入金確認後、確定申告時に必要となる「受領証明書」を寄附者に送付いたします。

※ 寄附金による税制上の優遇措置

・ 寄附者が会社等の場合

(所得金額の6.25%+資本金等の額の0.375%)×1/2を限度として損金に算入されます。

・ 寄附者が個人の場合

「所得控除」又は「税額控除」の何れかを選択できます。(裏面も参照ください。)

「税額控除」をお受けいただくためには、確定申告の際「領収書」のほかに「税額控除に係る証明書」の添付が必要です。

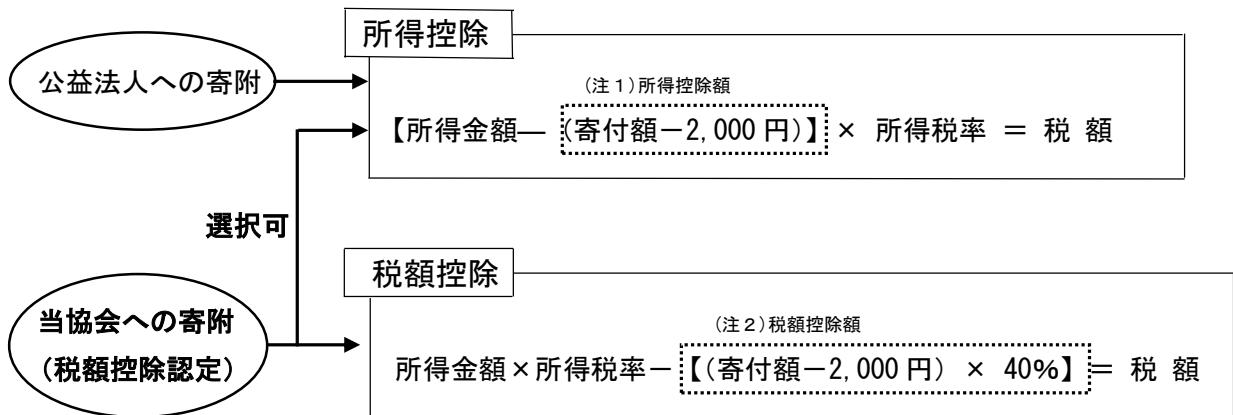
(1) 所得控除 【 所得金額 - (寄附額 - 2,000円) 】 × 所得税率 = 税額

(2) 税額控除 所得金額 × 所得税率 - 【 (寄附額 - 2,000円) × 40% 】 = 税額

公益法人に寄附をした個人に対する税制優遇

★ 所得税

所得税について、以下の優遇があります。



(注1) 寄付額のうち、所得控除額は総所得金額等の40%相当額が限度

(注2) 税額控除額は、所等税額の25%が限度

「所得控除」も「税額控除」も公益法人に寄附をした個人に対する税制優遇措置です。

これらは所得税が減税されるための計算方法が異なります。

多くの場合、税額控除を選択されると所得税額が少なくなり、有利となります。

一方、所得税率の高い方は、所得控除を選ばれると還付額が大きくなる場合もあります。

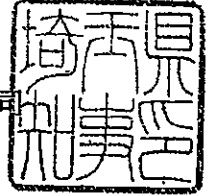
確定申告の際には最寄りの税務署にご相談ください。

「税額控除」を受ける場合は、「税額控除に係る証明書」も添付してください。

雇 労 第 1 0 6 8 号
平 成 3 1 年 3 月 2 8 日

公益社団法人埼玉県雇用開発協会
壽原 英樹 様

埼玉県知事 上田 清司



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

平成31年3月28日 から 平成36年3月27日 まで